

岐阜縣公報

号外 (二) 平成二十五年六月十八日

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第五十五号

平成二十五年七月二十一日執行予定の登録名簿の登録の基準日等を次のとおり定めた。

支那問題研究會

委員長 大松利幸

参議院岐阜県選舉区選出議員選舉に係る在外選舉人名簿の
基準日等

(選舉管理委員會) 同

—
—

平成二十五年七月二日

ただし、年齢の基準は平成二十一年とする。

二 登録日
三 平成二十五年七月二日
四 観期間

平成二十五年七月四日

岐阜県選挙管理委員会告示第五十六号

挙人名簿の縦覧期間を次のとおり定めた。

平成十五年六月十八日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

平成二十五年七月四日

平成二十五年六月二十八日発行

発 行 所 者

岐 阜 県
県 庁

岐阜市薮田南二丁目一番一号

編 集 岐阜市三輪ぶりんとぴあ十三
一 岐阜文芸社